

山鹿市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 2 7 号

山鹿市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山鹿市児童福祉法施行細則（平成 1 7 年山鹿市規則第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「別表に定める額」を「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 1 0 日付けこ支家第 4 7 号こども家庭庁長官通知）に定める児童入所施設徴収金基準額表に基づき算定した額」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。